

## 諸外国における障害のある子どもの教育 —障害のある子どもについての理解啓発—

インクルーシブ教育システム推進センター（国際担当）・客員研究員・国別調査班

**要旨：**インクルーシブ教育システム構築に資する諸外国の情報収集を行うに当たり、国別調査班を構成し、諸外国の学校教育や障害のある子どもへの教育施策の動向を調査している。平成28年度より国別調査のより一層の深化を図るため、諸外国の教育事情に造詣の深い大学教員等を客員研究員として委嘱し、当該国に関する詳細な情報収集に努めている。本稿では、「障害のある子どもについての理解啓発」に焦点を当て、韓国、アメリカ、イギリス、オーストラリア、フィンランド、スウェーデンにおける施策や実際の取組について報告する。

**見出し語：**諸外国、障害のある子どもの教育、理解啓発

### I. 調査について

#### 1. 目的

諸外国の障害のある子どもをめぐる教育に関する情報を収集することで諸外国の教育施策の動向を把握し、我が国のインクルーシブ教育システムに関わる施策や教育実践への示唆を得ることを目的として、諸外国の障害のある子どもの教育に関する動向を調査している。

#### 2. 調査班の構成

国別調査班として韓国班、アメリカ班、イギリス班、オセアニア班（オーストラリア）、北欧班（フィンランド、スウェーデン）、フランス班の計6班を編成している。各班は、本研究所研究員と各国の教育事情に造詣の深い客員研究員で構成している。

平成30年度は、韓国、アメリカ、オーストラリア、スウェーデン、フィンランドの教育事情に詳しい客員研究員の協力を得て、各国の情報を収集・更新した。

#### 3. 調査内容

インクルーシブ教育システムに関わる法令や近年の施策動向、学校教育システム（学校種と子どもの在籍数等）、障害のある子どもの学びの場と就学、教育課程、教員養成・免許制度、現職教員研修、障害や特別な教育的ニーズのある子どもについての理解

啓発等について調査を行っている。

本稿では、「障害のある子どもについての理解啓発」に焦点を当て、報告する。

### II. 障害のある子どもについての理解啓発

我が国では、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指して、障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習を推進している。

文部科学省は、交流及び共同学習が域内の全ての学校において、単発的でなく、継続的な取組となることを目標にして、障害者理解の推進事業（「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」）に着手している。

本事業では、スポーツ活動や造形活動等の文化・芸術活動を通して、障害のない子どもが障害のある子どもや大人について理解することを目的とし、障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開を目指している。

また、我が国では、内閣府が障害のある人に対する理解促進として、毎年、障害者週間に「心の輪を拡げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を募集している。

#### 1. 韓国

2018年からの「第5次特殊教育発展5カ年計画」

に明示されているように、韓国では国民に対して障害や障害者に対する認識を改善することを目的に、障害共感文化を拡散し、多様性を尊重する文化を作ることを目指している。

教育現場では、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校の子ども達に対して年2回以上、障害理解教育を行うことが義務づけられている。

具体的な取組としては、障害理解教育の優秀事例の表彰、初等学校や中学校等の教員や保護者等を対象にした訪問型の障害理解教室や専門家による体験型の障害理解教育が行われている。

また、障害のある子どもの人権保護の強化を目的として、人権侵害を予防するための研修や広報、障害のない子どもや教員を対象に障害のある子どもの人権教育を年2回実施している。こうした人権教育は、特殊学校や特殊学級の子どもにも、年2回以上実施されている。

## 2. アメリカ

早期から障害のある人と関わることが、障害に対する態度に影響を及ぼすことが報告されており、障害理解教育は、重要な教育課題の1つである。例えば、小学生に肢体不自由や聴覚障害、視覚障害、学習障害についての理解を促すプログラム(「障害シミュレーションプログラム」)が開発されている。このプログラムは、子ども達が障害のある人が経験する困難さについて話し合い、考えることを通じて、障害に対する理解を促すものである。

教育現場では、例えば、1つの教室の中で特定の学習活動が、個々の子どもの学び方に合った内容で複数展開されている。

このような日常の学習環境は、障害のない子どもが障害や特別な教育的ニーズのある子どものことや、個々に応じた学び方について自然に理解する機会になっている。

## 3. イギリス

毎年11月にBBC(イギリス放送協会)が「Children in Need(ニーズの中の子ども達)」というチャリティ番組を企画・運営している。本イベントは、障害や病気、貧困層等を含む「すべての子ども達」が、

「安全に、楽しく、健康的に過ごし、保護される」ことを支援するために行われている。イベント期間中は、学校(特別学校を含む)や地域で募金活動や様々なイベントが開催される。

初等段階では「人格形成・社会性、健康及び経済教育(PSHE)」,また、中等段階で必修となっている「市民教育」といった教科横断的な教育活動の時間の中で、多様性についての理解や人権、他者理解等について学んでいる。

教育現場での取組としては、例えばある中等学校(11~18歳の生徒が在籍)では、全生徒が集うホールに生徒達に馴染みのある有名人やスポーツ選手で障害のある人物の写真を診断名(障害カテゴリ)とともに掲示して、理解啓発を行っている。

## 4. オーストラリア

多様性を包含した社会を目指す人権教育の一環として、理解啓発が位置付けられている。連邦議会によって設置されたオーストラリア人権委員会は、人権教育の推進に取り組んでいる。

オーストラリアン・カリキュラムで人権の理解に関しては、「人文科学と社会科学(社会科に該当する学習領域)」,障害に関しては「保健・体育」で扱われている。

人権委員会が作成に携わった障害に関する教材としては、「保健・体育」については「スポーツにおける障害者差別」と「障害者の権利:インクルージョンとスポーツ」がある。

また、「人文科学と社会科学(中等教育段階からの歴史や地理等を含む)」の教材では、「障害者の権利、アクセス、住みやすさ」がある。

## 5. フィンランド

障害理解教育のための時間は特段、設定されていないが、障害のある子どもについての理解啓発の実践例としては、以下のような取組がある。

ヘルシンキ市内の知的障害のある子どもの特別学級が設置されている学校では、書籍を用いて特別な支援が必要な子どもの困難さや支援の方法について説明を行っている。

また、特別学級に通常の学級の子どもを招待して

一緒に活動をしたり、逆に、特別学級の活動に通常の学級の子どもを招待したりして、双方の交流を通じてお互いを尊敬し合い、同じ価値があることを理解することに努めている。

また、ツルク大学で開発されたいじめ対策のための「KiVa プログラム」を導入し、人権教育を行っている自治体や学校がある。本プログラムは、いじめの予防、介入、モニタリングで構成されており、6～16歳の子どもを対象とした教材が開発されている。

## 6. スウェーデン

障害理解教育のための特別な時間はないが、必要に応じて障害について学ぶ週間を設けている。

障害者の権利に関する条約に批准する前から、性別や民族、宗教等とともに障害による差別の禁止を人権の観点から議論している。

学校現場では、こうした議論を踏まえて、「平等」を実現・保障するための具体的な計画を作成することが求められている。

## Ⅲ. まとめ

調査対象とした各国の歴史的背景や文化、教育制度等の違いはありながらも、それぞれの国において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、生活することを目指している。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のために各国が歩みを進めていることがうかがえる。各国の多彩な取組から障害理解、障害のある子どもと障害のない子どもの交流等について、示唆を得ることができるのではないかと考える。

## 付則

平成30年度の各国の客員研究員は、以下の通りである（敬称略）。

韓国：鄭仁豪（筑波大学教授）

アメリカ：吉利宗久（岡山大学准教授）

イギリス：新井英靖（茨城大学准教授）

オーストラリア：山中冴子（埼玉大学准教授）

北欧（スウェーデン・フィンランド）：

是永かな子（高知大学教授）

平成30年度の国別調査班のメンバーは、以下のとおりである（◎は班のリーダー）。

韓国班：◎滑川典宏，清水潤，大崎博史，  
吉川知夫

アメリカ班：◎齊藤由美子，西村崇宏，横山貢一，  
若林上総，北川貴章，海津亜希子

イギリス班：◎横尾俊，平沼源志，小澤至賢，  
藤田昌資

オセアニア班（オーストラリア）：◎杉浦徹，  
神山努，山本晃，土屋忠之，竹村洋子

北欧班（フィンランド・スウェーデン）：

◎玉木宗久，土井幸輝，久保山茂樹，  
宇野宏之祐，榎本容子

フランス班：◎金子健，新谷洋介，村井敬太郎，  
伊藤由美，坂井直樹

本稿は、客員研究員と国別調査班による報告書を基にインクルーシブ教育システム推進センター国際担当がまとめたものの一部（障害のある子どもについての理解啓発）である。

平成30年度の国別調査については、小冊子「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向」に掲載した。以下のインクルーシブ教育システム推進センターHPからご覧いただきたい。

[http://www.nise.go.jp/nc/about\\_nise/inclusive\\_center](http://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center)

## 謝辞

国別調査にご協力いただきました客員研究員の皆様と国別調査班のメンバーに感謝申し上げます。